

特殊建築物等		対象となる規模等				制限	
		耐火建築物	準耐火建築物（イ）	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等
特 殊 建 築 物	1 創劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400m ² 以上のもの	客席の床面積の合計が100m ² 以上のもの				壁・難燃以上（床面上1.2m以下除く）
	2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上の部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの[100m ² （共同住宅は200m ² ）以内に防火区画されたものは除く]	2階の部分の床面積の合計が300m ² 以上（病院はその部分に患者の収容施設がある場合に限る）のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの	天井・難燃以上（3階以上に居室を有するものは準不燃以上）※2		壁・天井ともに準不燃以上※2
	3 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積10m ² 以内は除く）	3階以上の部分の床面積の合計が1,000m ² 以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの			
	4 自動車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全部			壁・天井とも準不燃以上※2	壁・天井とも準不燃以上※2	
	5 地階又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
建 築 物 の 規 模	6 階数が3以上で延べ面積500m ² を超えるもの 階数が2で延べ面積1,000m ² を超えるもの 階数が1で延べ面積3,000m ² を超えるもの 学校等（※1）を除く。 耐火建築物又は準耐火建築物（イ）の高さ31m以下で100m ² 以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。 本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。				難燃以上 壁（床面上1.2m以下除く） 天井とも※2	準不燃以上 (壁・天井とも)※2	
無 窓	7 窓その他の開口部を有しない居室（天井の高さ6mを超えるものを除く）	床面積が50m ² をこえる居室で窓等開放できる部分（天井から下方80cm以内の部分に限る）の面積の合計が床面積の1/50未満のもの 温湿度調整を必要とする作業室等（法第28条第1項）			準不燃以上 (壁・天井とも)※2	準不燃以上 (壁・天井とも)※2	
調 理 室 等	8 調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅（事務所、店舗兼用を含む）の最上階以外の階に火を使う施設を設けたもの 住宅以外の建築物に火を使う設備を設けたもの			準不燃以上 (壁・天井とも)※2	/

<除外規定>

上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防 火 区 画	建築物の1階以上の部分 200m ² 以内に防火区画された共同住宅戸には適用しない	100m ² 以内に防火区画 スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる			/
	9	200m ² 以内に防火区画（特定防火設備とすること） スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	壁・天井とも準不燃以上 壁・床面上1.2m以下除く		
		500m ² 以内に防火区画（特定防火設備とすること） スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	壁・天井とも不燃 壁・床面上1.2m以下除く		
	10 地下街	100m ² 以内に防火区画 スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる			/
		200m ² 以内に防火区画（特定防火設備とすること） スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	壁・天井とも準不燃以上 壁・床面上1.2m以下除く		
		500m ² 以内に防火区画（特定防火設備とすること） スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	壁・天井とも不燃 壁・床面上1.2m以下除く		